

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

明和町には、国土交通省が管理する利根川及び渡良瀬川並びに群馬県が管理する谷田川において、想定最大規模の洪水で氾濫した場合の洪水浸水想定区域が広範囲に分布する。

①利根川洪水浸水想定

利根川の八斗島上流域に72時間で491mmの降雨があり、利根川が氾濫した場合、町全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大5.0m以上と予測されている。

また、利根川から約1kmの範囲は氾濫流によって家屋等が倒壊する危険があり、氾濫水は最大約2週間滞留すると予測されている。

②渡良瀬川洪水浸水想定

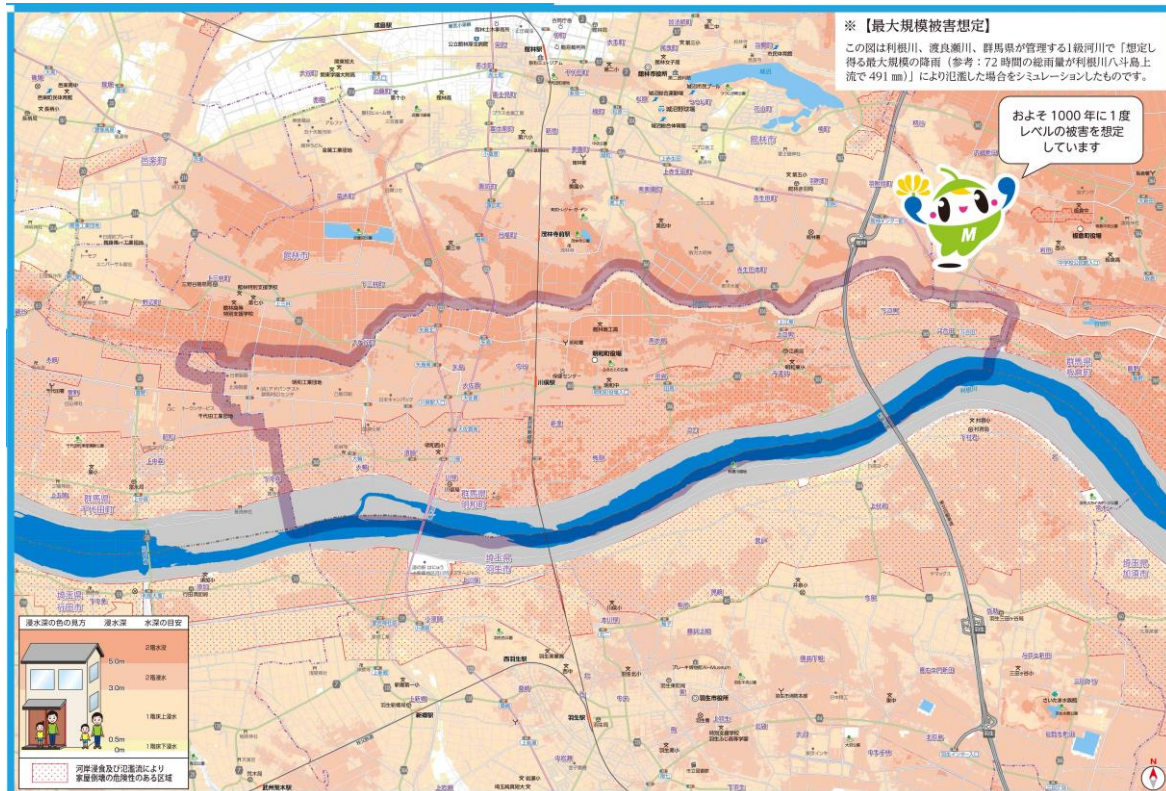
渡良瀬川の高津戸上流域に72時間で812mmの降雨があり、渡良瀬川が氾濫した場合、町全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大0.5m～3.0mと予測されている。

また、氾濫水は最大1週間滞留すると予測されている。

③谷田川洪水浸水想定

谷田川の流域で24時間に664mmの降雨があり、また、渡良瀬川本川の水位が高く、谷田川の下流端にある谷田川水門が閉じた状態で谷田川が氾濫した場合、町の南西部を除くほぼ全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大0.5m～3.0mと予測されている。

また、氾濫水は最大約1週間滞留すると予測されている。



(地震)

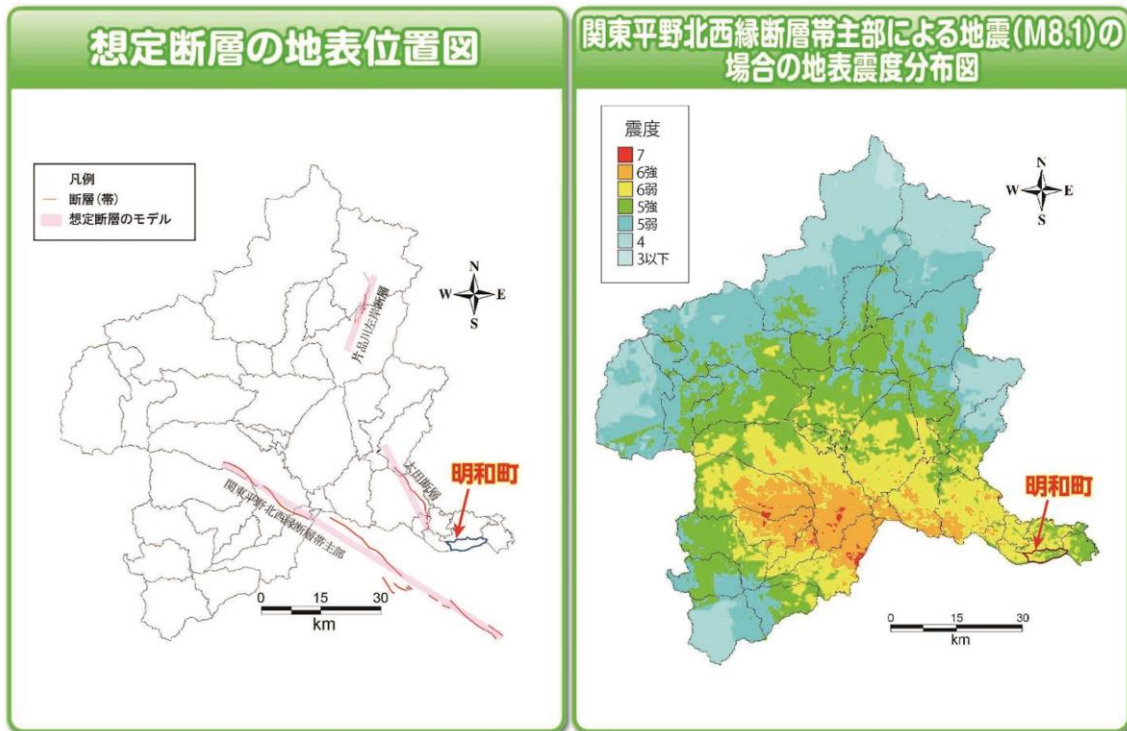
群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある次の3つの活断層（帯）を震源断層とする被害予測を行っている。

このうち最も多くの被害が予測される地震は関東平野北西縁断層帯主部（M8.1）による地震で、町内の最大震度は6弱となり、死者は3人、負傷者は31人、避難者は約4,600人、帰宅困難者は約1,700人に上ると予測されている。また、建物の全半壊は約530棟、断水は約3,600世帯、災害廃棄物は2.5万トンに上ると予測されている。

その他、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループ（平成25年12月）は、活断層が確認されていない場所でもマグニチュード6.8クラスの地震が発生する可能性があることを考慮し、首都圏のあらゆる場所の直下でマグニチュード6.8の地震が発生した場合の震度を算定している。これによると明和町付近の最大震度は6強と予測されている。このような地震が町周辺の直下で発生する可能性は低いものの、発生した場合には、関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）を大きく超える被害が発生すると予想される。

群馬県地震被害想定調査による想定地震

想定地震名	マグニチュード (M)	明和町の震度
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	5強～6弱
太田断層による地震	7.1	5弱～5強
片品川左岸断層による地震	7.0	4



(その他)

町内の利根川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。主な風水害は、昭和22年9月のカスリーン台風である。この台風では、死者1人、家屋全壊2戸、半壊14戸、床上浸水85戸、床下浸水181戸の被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症

が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

当地区における商工業者総数（平成28年度）は、357事業者となっている。その内、小規模事業者は、273事業者となっており、全体の76.5%を占めている。

【内訳】

（平成28年経済センサスより）

業種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者総数	357	
うち小規模事業者	273	
建設業	55	地域内に広く分布
製造業	111	主に東西の工業団地内に立地
卸売業・小売業	58	地域内に広く分布
飲食業・宿泊業	25	地域内に広く分布
サービス業	68	地域内に広く分布
その他	40	地域内に広く分布

(3) これまでの取組

【明和町の取組】

- ・明和町地域防災計画の策定、総合防災訓練（2年に1度）の実施
- ・食糧や飲料水などの物資及び防災備品の備蓄
- ・災害時の避難所の開設
- ・明和町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・「めいわお知らせメール」の配信
防災、火災、防犯、気象、町政の地域情報を随時メールにて配信（登録料は無料）

【当会の取組】

- ・「明和町商工会事業継続計画」の策定（平成30年4月1日策定済、令和4年4月改訂）
- ・災害時における会員被災情報の収集及び明和町への報告
- ・会員事業者への「事業継続力強化計画」の策定の周知と作成の促進
- ・会員向け保険・共済制度の周知及び加入の促進
- ・明和町が実施する総合防災訓練への参加及び協力

II 課題

当会の現状では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や明和町の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、当会職員も災害時の対応を指導できる状況ではない。

また、明和町など行政との連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じる状況である。

保険・共済業務についても担当者や以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

また、感染症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ①当会が策定した事業継続計画に基づく訓練と検証を行う。
- ②管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、前対策の必要

性を周知するため、事業継続計画策定の支援をする。

- ③管内小規模事業者の事業継続計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
- ④組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。
- ⑤災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。
- ⑥金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と明和町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員及び職員による巡回等において、明和町のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。
- ・明和町広報や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、明和町の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスクについての意識向上を図る。
- ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。
- ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員や職員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。
- ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成30年4月に「事業継続計画」を策定済みである（別添）。
- なお、年に1回程度、検証とそれに伴う見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・協力関係にある東京海上日動火災保険株式会社及びぐんま共済協同組合を活用して、専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介などを実施する。
- ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関に対し、事業継続力強化計画策定のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、専門家によるセミナーの開催などを実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策と

して各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- 管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査などにより把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。
- 群馬県商工会連合会と各支援機関での取り組み状況などの情報共有を行うとともに、改善点や効果的な支援策を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（令和元年台風第19号・東日本大震災などと同規模）が発生したと仮定し、明和町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後、当会BCPに基づき速やかに当会職員の安否確認を行う。
- SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況など）を確認し、当会と明和町で情報を共有する。
- 業務従事が可能な職員については、当会BCPに基づく任務分担により地域内事業所の被害状況把握に努める。
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、明和町における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 商工会において把握した被害状況や被害規模を明和町へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。
- 当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。
- 被害状況を確認した状況をまとめ、明和町、群馬県商工会連合会など関係機関に報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">事業所全壊（1階天井まで浸水など、事業所が全壊）大規模半壊（床上1mまで浸水など、事業所内で大きな被害が発生）半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生）被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生）床上浸水（什器・備品の破損など）床下浸水
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">事業所敷地内などで浸水はあったが、被害を受けたとまでは言

- えない。
- 目立った被害の情報がない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

- 本計画により、当会と明和町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

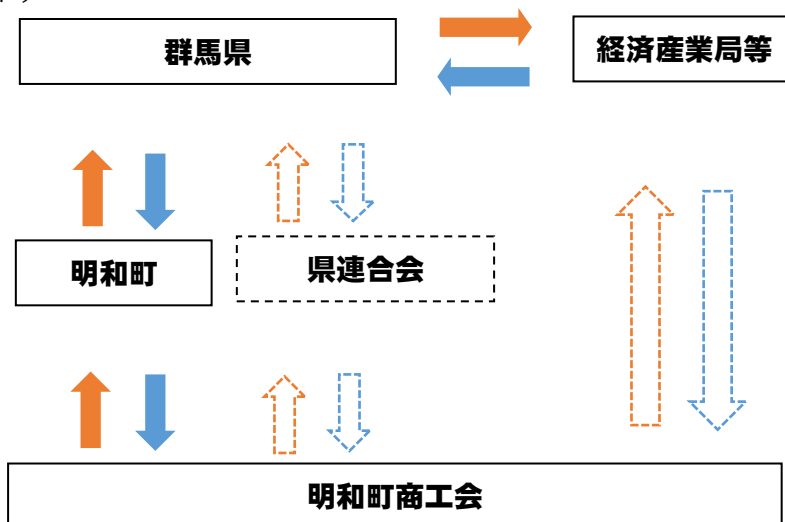
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する。

- 明和町で取りまとめた「明和町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 災害等発生時に、管内の商工業者などの被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - 二次被害を防止するため、明和町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
 - 当会と明和町が情報を共有した上で、当会が、群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
 - 感染症流行の場合、国や群馬県などからの情報や方針に基づき、当会と明和町が共有した情報を、当会が、群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- ※当会が明和町と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）を参照。

（連絡ルート）



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、明和町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- 管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な国、群馬県や明和町の被災事業者施策、日本政策金融公庫の災害貸付などについて、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

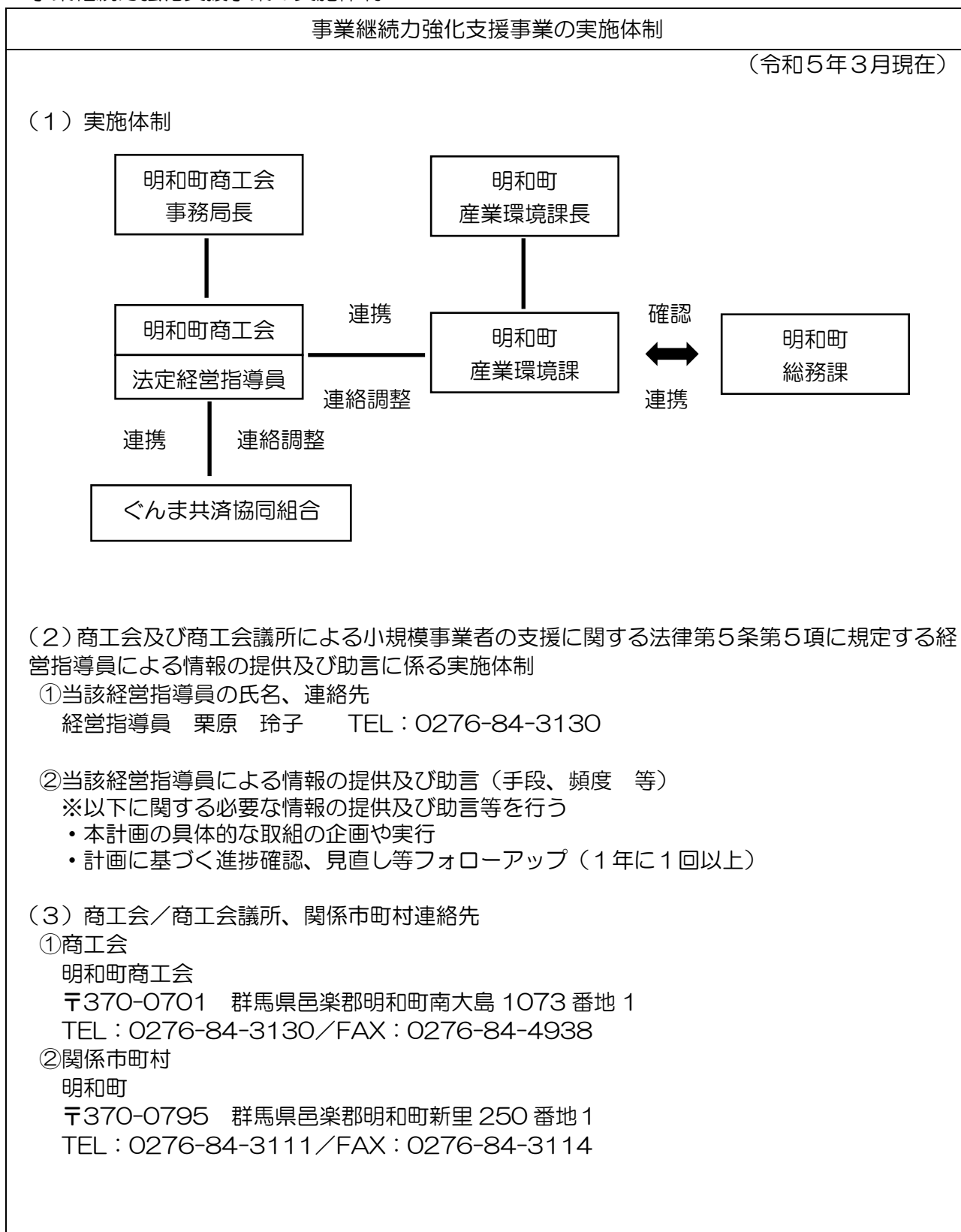
- 国、群馬県や明和町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会などに相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

群馬県商工会連合会 総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目8番地の1

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378

E-mail: kenren@gcis.or.jp

もしくは

群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL : 027-226-3311 / FAX : 027-223-7875

E-mail : sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	30	30	30	30	30
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、群馬県補助金、明和町補助金、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 太田支店 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 ぐんま共済ビル 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画などの策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
【連携者名】 ぐんま共済協同組合 太田支店 住 所：〒373-0853 群馬県太田市浜町 3-6 太田商工会議所会館内 4階 支店長：小柴 充宏 【役割】 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画などの策定とフォローアップ 事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等